

平成31年度市町村民税・県民税申告書の書きかた

今年も申告書を提出していただく時期になりました。

この申告書は、平成31年度の市町村民税・県民税を課税する大切な基礎資料となります。

「申告書の書きかた」をお読みいただき、申告期限（3月15日）までに必ず申告してください。

1. 申告をしなければならない方

平成31年1月1日現在、上市町に住んでいる方で、次に該当する場合に申告が必要になります。

- (1) 事業所得（営業等、農業、不動産等）のあった方
- (2) 給与所得者で次に該当する方
 - ① 給与所得以外の所得（農業、配当、不動産、譲渡等）のあった方
 - ② 平成30年中に退職したなどの理由から、所得税の年末調整がされなかった方
 - ③ 勤務先（給与の支払者）から給与支払報告書が役場財務課へ提出されていない方
- (3) 公的年金等受給者で、社会保険料控除・生命保険料控除等を受けようとする方
- (4) 国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している方で、所得のない場合も申告してください。

【注意】

- ・ 所得税額が発生する場合は、上記の場合でも、確定申告が必要になります。
- ・ 所得税の確定申告書を提出される方は、市町村民税・県民税申告書を提出する必要はありません。
- ・ 年末調整済の源泉徴収票を持っている方で、医療費控除を受ける方（還付申告）は、税務署に確定申告してください。

2. 申告に持参いただくもの

- (1) 申告書
- (2) 印鑑（朱肉をつけるもの）
- (3) マイナンバー（個人番号）カード または
通知カード+身元確認書類（運転免許証、公的医療保険の被保険者証など）
- (4) 源泉徴収票（給与所得者及び公的年金等受給者の場合のみ）
- (5) 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料等の支払額のわかるもの
（国民年金保険料等については、その保険料等の支払証明書）
- (6) 生命保険料・地震保険料の証明書
- (7) 医療費控除を受ける方は、医療費の領収書または明細書
（セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の適用を受ける方は、一定の取組を示す証明書（健康診断の結果通知等）とスイッチOTC医薬品の購入が分かる領収書※従来の医療費控除との併用はできません。）

3. 申告のお問い合わせ先

不明な点などがありましたら、上市町 財務課 課税1班までお問い合わせください。

〒930-0393 富山県中新川郡上市町法音寺1番地

上市町 財務課 課税1班 TEL 472-1111（内線131、132、137）

【申告書裏面】

6 給与所得の内訳
(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月収
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
賞与等				
合計				
勤務先所在地				
勤務先名				
電話番号				

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額

8 配当所得に関する事項
※特定上場株式等配当所得について申告不要制度の適用を申請します。□

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項
※上場株式等の譲渡に係る所得について申告不要制度の適用を申請します。□

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項
※上場株式等の譲渡に係る所得について申告不要制度の適用を申請します。□

総合譲渡	収入金額		必要経費	特別控除額	所得金額	
	短期	長期			イ	ロ
一時						
合計				イ+ロ	イ+[(ロ+ハ)×1/2]	

11 事業専従者に関する事項

氏名	性別	生年月日	明・大 昭・平	専従者給与 (控除)額
1				
2				

13 事業税に関する事項

所得金額	所得金額
非課税所得	所得金額
課税所得	所得金額
控除額	
前年中の開始・廃止	

12 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	個人番号	住所
1		
2		

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分	寄附金額
都道府県	
市区町村	

平成30年中に所得のなかった方の記入欄

① 次の者の扶養(控除)を受けていた (住所) (氏名) (続柄)

② 遺族年金、障害年金、雇用保険等を受けていた ③ 生活保護法による生活扶助を受けていた

④ 学生であった ⑤ 預貯金等で生活をしていて ⑥ その他の方(昨年の状況を詳しくお書きください)

学校名 月頃から

(この「申告書」は現行法で作成されており、地方税法が改正されたときは、それによります。)

6. 給与所得の内訳
 源泉徴収票のない人、パート・アルバイト、日給月給、日雇賃金等の人は、この欄に記入してください。

7. 事業・不動産所得に関する事項
 事業所得(営業等)、不動産所得のある人は、この欄に記入してください。ただし、「収支内訳書」を添付される場合は、記入の必要はありません。

8. 配当所得に関する事項
 株式の配当や、投資信託の収益の分配金等の所得があった場合は、その内訳を記入してください。特定上場株式等の配当所得について、所得税と異なる課税方式を選択する(住民税の申告を行わない)場合は、□にチェックしてください。

9. 雑所得(公的年金等以外)に関する事項
 原稿料、講演料、生命保険年金等がある場合、その内訳を記入してください。

10. 総合譲渡・一時所得に関する事項
 総合譲渡、一時所得のあった人は、その内訳を記入してください。上場株式等の譲渡に係る所得について、所得税と異なる課税方式を選択する(住民税の申告を行わない)場合は、□にチェックしてください。

11. 事業専従者に関する事項
 あなたと生計を一にする親族で、あなたが経営する事業に原則として6ヶ月を超える期間従事した人がいるときに、記入してください。この場合、あなたの事業から生ずる所得から、次の額が控除されます。
 ○事業専従者控除額(①②のうち低い方の金額)
 ①500,000円(配偶者の場合860,000円)
 ②(事業所得)÷(事業専従者の数+1)
 ※事業専従者とした人については、配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除は受けられません。

12. 別居の扶養親族等に関する事項
 別居している扶養親族がある場合に、その親族の氏名と住所を記入してください。

14. 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項
 配当割額又は株式等譲渡所得割額控除額があった人は、その金額を記入してください。

15. 寄附金に関する事項
 支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

◎平成30年中に所得のなかった方等の記入欄
 前年中に所得がなかった人は、下記の該当する数字を○で囲み、その内容について記入してください。

- 市町村民税・県民税の均等割額、所得割税率・均等割額
 市町村民税 3,500円 県民税 2,000円
※本来の均等割額(市町村民税3,000円、県民税1,000円)に、防災対策を推進するための費用としてそれぞれ500円が加算されます(平成26年度～平成35年度)。
 ※県民税均等割額のうち500円は、「水と緑の森づくり税」としてとやまの森づくりのためにご負担いただくものです。
- ・所得割税率
 市町村民税 一律6% 県民税 一律4%
- 配当控除(配当所得のある場合のみ控除)

区分	市町村民税	県民税
課税総所得金額1,000万円以下の部分	1.6%	1.2%
課税総所得金額1,000万円を超える部分	0.8%	0.6%

5. 市町村民税・県民税の計算方法

市町村民税・県民税の税額は、次のように計算されます。
 ※□の項目については、上記の表を参照してください。

$$\begin{aligned}
 & \text{【合計所得金額】} - \text{【所得から差し引かれる金額の合計】} = \text{《課税所得金額》(千円未満切捨て)} \\
 & \text{《課税所得金額》} \times \text{10\% (市町村民税6\% + 県民税4\%)} - \text{税額控除} = \text{【所得割額】(100円未満切捨て)} \\
 & \text{【所得割額】} - \text{配当割額又は株式等譲渡所得割額控除額} + \text{均等割額} = \text{市町村民税・県民税年税額}
 \end{aligned}$$

※減額措置: 全世帯において所得税との人的控除の差を考慮した減額措置を実施。

源泉徴収票、生命保険料控除申告書、扶養親族の証明書を添付してください。